

盗難に注意!

大学は社会に開かれた施設です。

高校までとは異なり、校門は開放されており、様々な人の出入りがあります。残念ながら、年間複数件の盗難が発生しています。

- ・体育館利用時にロッカーを施錠していなかった。
- ・授業中や自習中、ほんの少しの間、鞆を置いたままトイレに行った。
- ・トイレの個室の荷棚に財布を置き忘れてしまい、後で気づいて戻ったら無くなっていた。

このような少しの隙に盗難に遭う事例があります。貴重品は必ず身に付け、ロッカーや自転車※は必ず施錠し、盗難の被害に遭わないように注意してください。

※自転車はツーロック(2箇所施錠)が効果的です。

学生手帳には大切な情報が記載されています

毎年、年度はじめに「学生手帳」をお渡ししています。この学生手帳は「授業期間」や「試験期間」「夏期休業」「学友会行事」など、龍谷大学における一年間の行事などすべてのスケジュールが網羅されています。また、手帳の後半部分には、「学生生活ガイド」が掲載されています。「台風の接近による授業の休講判断基準」や「通学定期券」、「奨学金の説明」、「留学の説明」、さらには「課外活動の情報」など、皆さんの学生生活に必要な事柄について列記されています。

緊急事態時の連絡について(お願い)

地震・火災・台風・洪水などの災害で被害に遭った場合は、本人・家族の安否・被害状況について速やかに大学(学生部・所属の学部教務課)へ連絡してください。

学生部の電話番号を登録しましょう

学生部では、奨学金や課外活動、落とし物など学生生活に関わる連絡を行っています。学生部や学部教務課からの着信に気づくために、電話番号を事前に登録しておいてください。

学生部

□深草(4号館1階) / Tel. 075-645-7889
□瀬田(4号館地下1階) / Tel. 077-543-7734

保健管理センター

□深草(4号館1階) / Tel. 075-645-7879
□大宮(西翼1階) / Tel. 075-343-3322
□瀬田(4号館地下1階) / Tel. 077-543-7781

なんでも相談室

□深草(4号館1階(学生部内)、大宮(西翼1階保険管理センター横) / Tel. 075-645-7889
□瀬田(4号館地下1階(学生部内)) / Tel. 077-543-7738

ハラスメント問題委員会(事務局)

□深草(6号館(紫英館)1階) / 総務部法務課 Tel. 075-645-2090

障がい学生支援室

□深草(21号館1階)、大宮(西翼1階) / Tel. 075-645-5685
□瀬田(6号館1階) / Tel. 077-544-7216

こころの相談室

相談室総合受付 / Tel. 075-645-5777 (深草保健管理センター内)
□深草(4号館1階(保健管理センター内))
□大宮(西翼2階)
□瀬田(4号館地下1階)

Ryukoku University

University Student Life Handbook

はじめよう！大学生生活ハンドブック

充実した学生生活を送るために
龍大生として知っておきたいアレコレ

2024

Contents

目次・学歌	01
学長メッセージ	02
龍谷大学「建学の精神」／建学の精神の具現化	03
龍谷大学の歴史／校名の由来と校章／ ロゴマーク・スローガン	04
本学の教育理念・目的／人権に関する基本方針／ 性のあり方の多様性に関する基本指針	05
学生支援の方針	07
キャンパスランチマップ(深草)	09
キャンパスランチマップ(瀬田)	10
18歳から成人	11
SNSの利用について	12
悪質商法・架空請求	13
ワンクリック詐欺・マネートラブル	15
クーリングオフの知識／アルバイト	16
薬物の危険性	17
カルト	18
ハラスメント	19
ひとりで悩まないで！ なんでも相談室・こころの相談室	20
交通ルール・通学ルール／通学マナー・生活マナー	21
保健管理センター／飲酒・禁煙	23
感染症／身体の不調を感じたら...	25
障がいのある学生への支援	27
ボランティア活動	29
学外相談窓口・連絡先	30

龍谷大学 学歌

学歌作製委員会 作詞 / 山田耕祐 作曲

1 永久に揺がぬ みのり聞き
寄する思想の 波しずめ
久遠の光 まどかなる
真理の大樹 栄ゆけば
見よ黎明の 空澄みて
吾等が学府 光輝あれ

2 仰げば高き 雪山の
姿をうつす 御教に

おもいをはせて たゆみなく
心をみがく 幾千の
同信の友 相集う
吾等が学府 光輝あれ

3 世運の流れ 遷るとも
正法萬古 変わりなし
公孫樹の蔭に法幢を
真心こめて 守りゆく
若き学徒の 相集う
吾等が学府 光輝あれ



愚禿

「自分が正しい」「間違っているのは相手だ」と、この独善主義が世界を不安定にさせています。虐殺や戦争を引き起こす為政者には自己を省みるという発想はありません。ただ、独りよがりの行動は私たちの周りにも起こりうるし、独善的思考は誰もがその傾向をもっています。知識が増えたり、スキルがアップしたり、地位が上昇すると知らず知らずのうちに傲慢になっていく危うさは誰にでもあります。自我に振り回されている自分の姿はなかなか見えるものではありません。鎌倉時代、よき人(法然)に出会い、阿弥陀仏の本願に照らされている自己という視点を持ちえた人物がいます。親鸞聖人です。非僧非俗を旨とした親鸞聖人は越後流罪以降、「愚禿」と名乗りました。愚という徹底した自己認識、名前だけの僧侶という徹底した自己認識が私たちに人生の新たな地平を見せてくれます。それは恥じ入る感性(慚愧)を呼び覚ますものであり、世間から失われつつある謙虚で温かい心を回復する道でもあります。ひいては安穏な世界を創る基盤になりうるものです。「『愚禿』とは、自己の内に煩惱が満ち満ちた愚かな凡夫であるにもかかわらず、それを繕って外には賢くふるまって生きようとする姿を慚愧する言葉である」(杉岡孝紀)

学長 入澤 崇

龍谷大学「建学の精神」

龍谷大学の「建学の精神」は「浄土真宗の精神」です。

浄土真宗の精神とは、生きとし生けるもの全てを、迷いから悟りへ転換させたいという阿弥陀仏の誓願に他なりません。

迷いとは、自己中心的な見方によって、真実を知らずに自ら苦しみをつくり出しているあり方です。悟りとは自己中心性を離れ、ありのままのすがたをありのままに見ることのできる真実の安らぎのあり方です。

阿弥陀仏の願いに照らされ、自らの自己中心性が顕わにされることにおいて、初めて自己の思想・観念・価値観等を絶対視する硬直した視点から解放され、広く柔らかな視野を獲得することができるのです。

本学は、阿弥陀仏の願いに生かされ、真実の道を歩まれた親鸞聖人の生き方に学び、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成します。このことを実現する心として以下5項目にまとめています。これらはみな、建学の精神あってこそその心であり、生き方です。

- ・すべてのいのちを大切にす「平等」の心
- ・生かされていることへの「感謝」の心
- ・真実を求め真実に生きる「自立」の心
- ・人類の対話と共存を願う「平和」の心
- ・常にわが身をかえりみる「内省」の心

建学の精神の具現化

龍谷大学では、正課・正課外を問わず、「建学の精神」に根ざした全学的な人間育成の取り組みを通して、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成します。

正課授業

全ての学部及び短期大学部において、必修科目として「仏教の思想A、B」(各2単位)、「仏教の思想」(4単位、短大のみ)を開講しています。前期では主に釈尊の生涯と教えを、後期では親鸞聖人の生涯と教えを学びます。また、「歎異抄」に関する講義など多様な仏教・浄土真宗に関する科目を開講し、文学部の真宗学や仏教学を学ぶ学生だけでなく、全学の多くの学生が学んでいます。

式典・法要・講演会

入学式や卒業式を始めさまざまな式典を仏式でおこないます。また、建学の精神に触れる行事として、主に次のような式典・法要・講演会等を開催しています。

朝の勤行	法要	公開講演会
本学での1日の行動を勤行(おつとめ)からはじめられるよう、3つのキャンパスそれぞれで朝の勤行をおこなっています。朝の勤行にあわせて、学長法話や伝道部学生による法話、学生団体による音楽演奏などがおこなわれることもあります。	阿弥陀仏の願いに生かされ、真実の道を歩まれた親鸞聖人の生き方に学ぶ機縁として、主に次の法要をおこなっています。 <ul style="list-style-type: none">・お逮夜法要（深草学舎 毎月15日）・ご命日法要（大宮学舎 毎月16日）・ご生誕法要（瀬田学舎 毎月21日）・親鸞聖人降誕会法要（5月21日）・報恩講法要（10月18日）	年に数回、顕真館を中心に著名人等による公開講演会をおこなっています。

学生の活動

親鸞聖人降誕会法要	顕真週間	花まつり	宗教局(6サークル)
親鸞聖人の誕生を祝い、5月21日は授業を休講にし、期間を定めて学生主催の行事をおこなっています。	学友会に所属する宗教局6サークルが中心となり、建学の精神の普及と研鑽をはかるべく、活動の集大成として報恩講(10月18日)を中心とした一週間、さまざまな行事を催しています。	宗教局が中心となって学友会各団体の協力のもと、お釈迦様の生誕をお祝いする「花まつり」行事を行っています。	親鸞聖人の教えを学び、建学の精神を伝えるため宗教局所属の6団体がそれぞれ活動を行っています。

龍谷大学の歴史


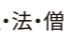
龍谷大学の歴史は1639年に西本願寺に設けられた「学寮」にはじまります。それ以来、本学は最高の教学環境を提供することをめざし、先進的な取り組みを続けてきました。進取の気風は今も昔も脈々と受け継がれ、インターンシップ制度の拡充やカリキュラム改革など、教育体制の充実に力を注いでいます。また本学には長い歴史を通じて貴重な文献や資料が広く社会から寄せられており、それらの多くは大宮キャンパスをはじめとする各キャンパスの図書館に所蔵され、高度な教育・研究に活用されています。



龍谷大学の歴史
(Youtube)

校名の由来と校章

大学の校名は、本願寺の山号である「龍谷」に由来します。親鸞聖人の廟地「大谷」を漢字にあてた「鑑」(訓はオオタニ)を分かち書きにしたものです。大正7年に公布された大学令にもとづき、年、文部省に昇格の申請をしましたが、その際、大学は宗教・宗派の名称を付してはならないことになり、従来の「仏教大学」の名称を急に改める必要が生じたので、熟考の上、さだめたもので、新制大学においてもこれを継承しました。

龍谷大学の校章は、仏教のシンボルである三宝章と、本願寺の紋所である菊くずしを組合わせたものです。すなわちは、仏・法・僧の三宝をあらわし、は八角菊くずしの一部です。



ロゴマーク・スローガン

ロゴマーク

龍谷大学のロゴマークは、深い知性と品格を備えています。小文字の“r”は、Ryukokuの頭文字であるとともに、情熱を持ち、しなやかな柔軟性を備え、力強く成長していく学生の姿を象徴しています。そして、ロゴ全体を形づくる“U”は、Universityの頭文字であり、学生たちをしっかりと支えていく龍谷大学そのものを表しています。1色のロゴ表現は、より一層、学生と龍谷大学が一体感を増し、ともに手を携えて、地域、そして世界で存在感を確立していく龍谷大学の活動を象徴しています。



マーク	ロゴタイプ
	
商標登録	商標
商標権者 学校法人龍谷大学	商標権者 学校法人龍谷大学
登録番号 6527198	登録番号 5545362
登録日 令和4年3月14日	登録日 平成24年12月21日

スローガン

“You, Unlimited”には、「世界中のあらゆる人々の無限の可能性」を追求するという、龍谷大学の意志が込められています。“You”と呼びかけることで、龍谷大学が学生一人ひとり、そして世界の人々と真摯に向き合う姿勢を表現しています。

商標	You, Unlimited
商標権者 学校法人龍谷大学	
登録番号 5545363	
登録日 平成24年12月21日	

本学の教育理念・目的

大学・大学院

龍谷大学の教育理念・目的

建学の精神に基づき「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成する。

【学部・研究科の「教育理念・目的」と3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」*「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」）策定の基本方針】

龍谷大学の教育理念・目的を実現するために設置された学部・研究科は、広く社会に貢献できる教養教育・専門教育及びより高度な専門教育・研究を体系的かつ組織的に行うにあたり、各学問分野の独自性を活かしつつ、社会の要請等を踏まえた教育理念・目的を掲げ、卒業認定・学位授与の方針*、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を一体的に策定する。

*研究科においては、「学位授与の方針」

短期大学部

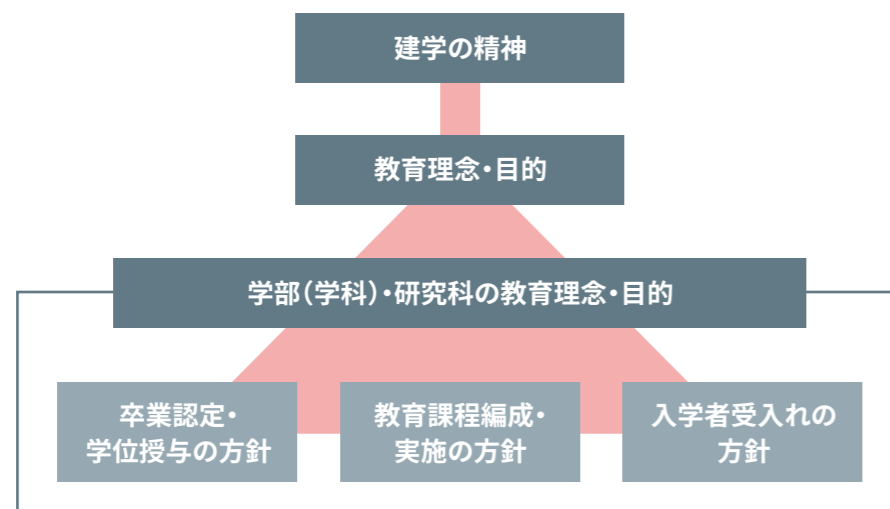
龍谷大学短期大学部の教育理念・目的

建学の精神に基づき「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成する。

【学科の「教育理念・目的」と3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」）策定の基本方針】

龍谷大学短期大学部の教育理念・目的を実現するために設置された学科は、広く社会に貢献できる教養教育と専門教育を体系的かつ組織的に行うにあたり、各学問分野の独自性を活かしつつ、社会の要請等を踏まえた教育理念・目的を掲げ、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を一体的に策定する。

龍谷大学・龍谷大学短期大学部における教育に係る理念・目的・方針の体系図



人権に関する基本方針

龍谷大学は、建学の精神である浄土真宗の精神を具現化する取り組みのもと、平和を希求し、基本的人権と生命の尊厳を守り、人種、民族、国籍、ルーツ、宗教、信条、社会的立場、年齢、性別、セクシュアリティ、障がいの有無などにかかわらず、本学に関わるすべての人が差別やハラスメントなどの人権侵害を受けることなく学び、働き、関わり合えることを保障します。

龍谷大学は、基本的人権を尊重した環境の整備と、社会的に不利な立場にある人への支援・連帯を推進するため、人権理論の研究、社会的な変化や新たな人権問題に関し、情報収集に努め、本学における人権保障にかかる諸施策の検証と改善、教職員への研修、学生への教育・啓発を継続的に実施します。また、人権保障のための体制の整備に努め、取り組みを公表します。

龍谷大学のすべての構成員は、人権侵害が意図的な行為だけでなく無知や無関心、想像力の欠如によって生じることを常に意識するよう努めます。そして、自ら差別に加担し他者を傷つけている可能性があることの自覚をもち、人権問題に真摯に取り組む姿勢を持つとともに、一人ひとりの多様性と価値を尊重し、偏見や固定観念、差別意識の克服に向けて、主体的に取り組めます。

龍谷大学および龍谷大学のすべての構成員は、教育、研究など、あらゆる機会において人権保障にかかる諸課題を明らかにし、諸活動や成果の発信を通して、人権を尊重する文化と差別のない社会づくりに貢献します。

2016年6月23日策定

性のあり方の多様性に関する基本指針

性的指向や性自認など、性のあり方は多様であり、これらに関する差別や偏見を解消し誰もが自分らしく安心して過ごすことができる大学や社会を目指すことは、すべての本学構成員が取り組むべき課題です。

龍谷大学は、「人権に関する基本方針」のもと、本学構成員の一人ひとりが、性的指向および性自認などに関する悩みや生きづらさを抱える人がいることを常に理解し、合理的な配慮を可能な限り提供するため、次のとおり基本指針を策定します。

1. 教育、学修、研究、就業等の環境において、性のあり方に関する偏見や差別が生じることがないように不断の学習と啓発に努めます。
2. 具体的な対応にあたっては、悩みや生きづらさを抱える本人の意思を尊重して合意形成を目指します。
3. トイレや更衣室等の利用にあたり、戸籍上の性別等にかかわらず性自認にしたがって自らが選択できるよう、環境整備と理解の醸成を図ります。
4. 性のあり方に関する個人情報の保護を徹底します。

性的指向 (Sexual Orientation)

異性や同性あるいは両性や全性への恋愛や性愛に関する概念です。

性自認 (Gender Identity)

自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ(自己同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念です。服装や話法、振る舞いといった性の表現などもこれに含まれます。

学生支援の方針

龍谷大学では、学生への支援について次のような方針を定め、大学全体で様々な取り組みを行います。

学生支援の方針

本学では、修学支援、学生生活支援、キャリア支援、留学生支援、障がい学生支援の5つの方針に基づき、すべての学生に対して支援を行う。

修学支援の方針

本学における修学支援は、すべての学生に等しく教育機会を提供することを目的とし、学生一人ひとりが学修を円滑に進め、継続していくことができるよう、次のような支援を中心に総合的な取り組みを行う。

- 修学に関する相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。また、学生の主体的な学修を支援するとともに、必要に応じて補習・補充教育を実施する。
- 留年者及び休・退学者の状況把握と分析を行い、関係する各組織が連携して適切な対応策を講じる。
- 障がいのある学生や留学生など、多様な学生の学修が円滑に進むよう支援する。
- 本学独自の奨学金制度を整備し、意欲ある学生に学ぶ機会を提供する。

学生生活支援の方針

本学における学生生活支援は、学生が、正課・課外を通じて豊かな人間性を育むとともに自省利他の精神に基づいて多様な価値観や異なる文化を尊重し、主体的に活動・成長できるよう、「生活支援」「経済支援」「課外活動支援」を柱とした総合的な支援を行う。

「生活支援」は、学生生活を安心・安全に過ごすためのメンタルヘルス、トラブル、ハラスメント等に関する支援・相談や啓発等、学生生活に係る様々な支援を行う。

「経済支援」は、修学支援、家計急変や社会環境の変化等に応じた奨学金、学業や課外活動等の奨学金の他、短期的な貸付等の支援を行う。

「課外活動支援」は、多様な学生が主体的に取り組むサークル活動、社会活動等の諸活動を通じて、学生一人ひとりが人間的な成長と調和の取れた社会の担い手になるための環境整備と支援を行う。

キャリア支援の方針

本学におけるキャリア支援は、建学の精神にもとづき、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことの出来る人間を育成し、社会的・職業的自立に向けて必要となる知識、能力、態度を育むことを目的とし、一人ひとりに寄り添った支援を行う。その上で、学生の職業観・勤労観を醸成し、主体的な進路選択、希望する進路の実現のために、「キャリア教育」と「進路・就職支援」を二本柱として、全学のおよび体系的に取り組む。

「キャリア教育」は、学部をはじめ各組織が連携し、正課教育および正課外教育を通して、社会で必要となる基礎的・汎用的能力を早期から育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力や自分らしい生き方を実現するための力が身につくよう取り組む。

「進路・就職支援」は、学生が自立し、主体的な進路選択・就職決定ができるよう、多様な支援プログラムを実施するとともに、face to face の面談を重視し、それぞれの学生の状況を踏まえたきめ細やかで丁寧な支援を行う。

留学生支援の方針

本学における留学生支援は、学生が国籍、宗教及び文化の違いなどを乗り越え、多様な価値観を認め、世界平和の実現に寄与する人材となり得ることを目的として、本学学生が海外へ渡航する「派遣留学支援」及び海外からの留学生が本学で学ぶ「受入留学支援」を二本の柱として取り組む。

派遣留学支援は、学生の安全を最優先として進める。その上で、海外における外国語学習の効果に加えて、現地で価値観や文化の異なる多様な存在を知り、学び、受け入れる姿勢を身に付けることを目指す。また、経済的な側面で留学を躊躇せざるを得ない学生を支援する補助制度も充実させ、国際交流を志す学生が誰一人取り残されない体制の構築に取り組む。

受入留学支援においては、自国と異なる環境下においても、受入留学生が安心して生活を送り学修に注力できるよう、多様なニーズに応じ得る奨学金や留学生寮の整備を行うとともに、受入留学生に対する多言語での支援を展開する。加えて本学学生が自主的且つ主体的に受入留学生を支援することで双方が異文化理解を深められる仕組みを整える。

障がい学生支援の方針

本学では、誰一人取り残さないという理念のもと、修学の権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図り、障がいのある学生の内発的主体性を育み、自立と社会参加につながる支援を行う。また、障がいの有無にかかわらず、学生が共に学びやすいインクルーシブな環境づくりに努める。その際、個々の状態や障がいの特性に応じ、適宜改善する姿勢で取り組んでいく。

これらの支援は、学内関係部署や学外の関係機関との有機的な連携に基づき行っていく。

18歳から成人

「未成年バリア」は失われた!成人となり自己責任の世界に

18歳から成人です。契約には気を付けて!

民法の改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

これにより、2024年4月入学者は、皆さん成人となります。

成人になると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができることから、悪徳業者などは、成人して間もない皆さんをターゲットとしてねらっています。

無計画な消費や契約を行わず、契約トラブルや犯罪にまきこまれないよう、十分に注意してください。

1 成人になってできること、できないこと 成人になると多くのことができるようになります。また一方で、成人となっても20歳まではできないこともあるので注意してください。

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと(これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none">・親の同意がなくても契約できる<ul style="list-style-type: none">・携帯電話の契約・クレジットカードをつくる・ローンを組む・一人暮らしの部屋を借りる など・10年有効のパスポートを取得する・公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就く・結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。・性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ※選挙権、選挙運動、普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で可能	<ul style="list-style-type: none">・飲酒をする・喫煙をする・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う・養子を迎える・大型・中型自動車運転免許の取得

2 成人になったばかりの若者をねらう悪質商法に注意

成人になると、保護者の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

また、保護者の同意を得ずに契約してしまった際に、その契約を取り消すことができる「未成年者取消権」が行使できなくなります。つまり、契約を決めるのも自分自身、その契約に対して責任を負うのも自分自身となります。

高校を卒業して間もない皆さんは、契約の知識や経験をほとんどもちあわせていないため、消費者トラブルに遭いやすくなります。

社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの大学生をねらい打ちにする悪質な業者もいます。

少しでも迷ったり、内容がよくわからなかったりしたら、その場での契約は踏みとどまりましょう。中には契約するまで圧迫したり、ローンを組ませたり借り入れに同行するなどして契約をさせるといったケースもあります。

3 困ったときは

いったん成立した契約は、原則取り消すことができません。

しかし、販売形態によってはクーリング・オフによる契約解除ができたり、事業者による不当な勧誘があった場合に契約の取り消しができることがあります。

権利を行使できる期間が決まっているので、少しでも「おかしいな」と思ったら、すぐに周囲に相談しましょう。



消費者ホットライン
「188」(局番なし)は、近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内するサービスです。
一人で悩まず、まず相談!



SNSの利用について

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用について

Instagram、X(旧Twitter)、TikTokなどのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の普及が進み、皆さんも利用されていると思います。インターネットを利用し空間や時間を超えて、多くの人と交流できる便利なサービスですが、言い換えると、投稿した内容が世界中に拡散され、半永久的になくならない可能性があるツールです。また、一度、ネット炎上に発展してしまうと、プロフィールなどから「氏名」「居住地」「大学名」「家族情報」などが匿名掲示板に書き込まれ、写真データが掲載されるなど、個人情報がさらされることも少なくありません。責任のある情報発信を心がけるようにしてください。

ソーシャルメディア利用ガイドライン

皆さんが適正にSNSを利用することで、SNSにまつわるトラブルを可能な限り回避し、メリットを最大限享受できることを目的に、「ソーシャルメディア利用ガイドライン(学生対象)」を定めました。

詳細版では、過去に行われた研修会やセミナーの動画を掲載しています。



ガイドラインは左記ポータルサイト【学生生活】からご覧ください。

SNSの利用にあたって

1 SNS上の情報は世界中に広まるもので匿名であってもその発言には責任が伴う

SNSの掲載内容・発言は一生残ってもいい内容ですか?十分に考えてから投稿しましょう。

また、SNS上で匿名投稿した発言であっても、他人の人格・性格を否定するもの等は人権侵害につながる恐れがあります。

一時の感情にまかせた、悪口・過激な意見などの書込みは絶対にしないでください。



- 20歳未満の者がいる食事会などでお酒が写る画像に対して、外部から大学宛てに指摘されることが実際にあります。
- 公共の場でのふざけた写真の掲載などは一気に炎上し、あなたの個人情報が特定されます。
- 限られた人のみでやりとりしている親密なデータなども、人間関係が崩れると流出する恐れがあります。
- SNSでの不用意な発信により、あなたの家族や友人にまで被害がおよぶことがあります。

2 SNS上でも社会のルールは守らなければならない

たとえ友人であってもインターネット上に写真を掲載する場合は、予め了解を得てください。了解を得ていない他人の写真や名前、個人情報等を不用意に掲載することは個人情報の流出につながるため、絶対にやめましょう。また、スマートフォンで撮った写真は、位置情報が記録されることがあります。その写真をSNSに掲載したために、自宅やアルバイト先を特定され事件にまきこまれるケースが報告されています。写真の掲載には十分注意しましょう。

3 SNSに掲載される情報は正しいものばかりではない

災害の際の拡散希望の呼びかけ、「友達への友達」からの依頼による寄付の呼びかけなど、客観的に内容の真偽が不明な情報を真に受け拡散すると、知らない間に誤った情報やデマの拡散の一端を担う可能性があります。また、シェアやリツイートを行った友人との関係も悪化してしまいます。実際に見たこと、聞いたこと以外の情報を安易に信じないようにしてください。

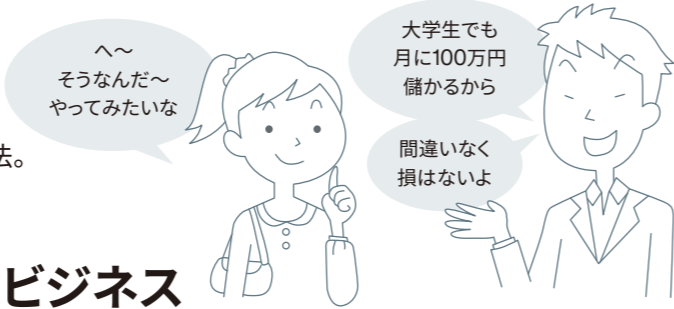
また、シェアやリツイートを行う場合は出典を明確にする等、配慮が必要です。

トラブルにまきこまれてしまった場合

インターネット上でトラブルにまきこまれてしまい、自分で解決できないと感じた場合は、速やかに学生部または学外の相談窓口(P.30「学外相談窓口・連絡先」参照)に相談してください。最初の対応を間違ってしまうと、被害を大きくしてしまうこともあります。やみくもに対応してしまう前に、ぜひ相談窓口を利用してください。

悪質商法・架空請求

社会的な経験や知識が少ない若者をターゲットにする悪質商法。
決断する前に冷静に考え、見極めましょう。



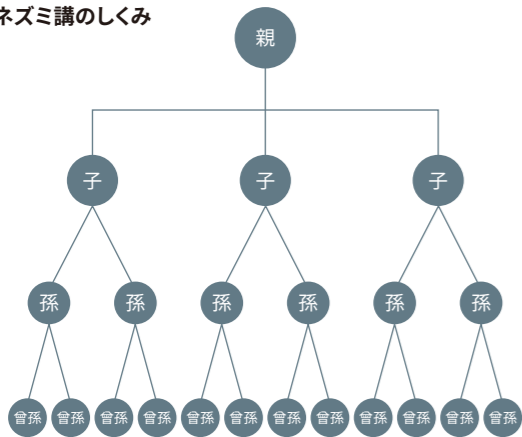
マルチ(まがい)商法、ネットワークビジネス

他人を販売組織に参加させたり、物の販売等をさせるとあなたも儲かりますと誘い、その人に入会金や商品の購入等の負担をさせて、再販売や紹介販売などをさせる取引。中には合法であることを強調し、簡単に高収入が得られるような説明をしますが、実際にはそんなに甘くなく、お金だけではなく、友人も失うことになりかねません。

事例 高校の時の友人から相談があるとSNSで連絡が届き会ってみると、ネットワークビジネスの紹介を受けた。興味は無かったが、損はしないということなので説明会に参加し、組織に加入。組織の人から消費者ローンで嘘をついて借金を教えてもらい当面の資金を調達し、健康食品を購入したが加入者が見つからず、在庫を抱えてしまった。借金の返済にも目処が立たず、親にも相談できず、友人関係も壊れてしまった。

ネズミ講(無限連鎖講) ネット社会特有の新たな商法に注意!

■ネズミ講のしくみ



事例

ネズミ講運営者は世相に敏感! その甘い勧誘方法とは? OB、高校の同級生、サークル仲間、クラス・ゼミ生から...

「新しい会員を増やすと高額の報酬が得られる」
「今までにない新しいネットワークビジネス」
「楽しんでもうける、夢がかなう」

メール一本クリック一つで「簡単」「容易」に会員登録

被害に気づいた時には... 高額の契約料 商品購入で在庫がドッサリ 会費の支払い

悪質商法のあの手この手から身を守ろう

この言葉、この手口に要注意!

“悪質商法”危険なささやきベスト6

- 1 「すぐに元が取れる。」
- 2 「ぜったい儲かる。」
- 3 「だれにでも簡単にできて、たくさん儲けられる。」
- 4 「今は詳しいこと言えないけど...。」
- 5 「会って話したいことがある。」
- 6 「ここでは落ち着かないから別のところで...。」



困ったときには相談を いやや 消費者ホットライン188番(お近くの消費生活相談窓口を案内します)

うまい話などありません!

冷静に考え、善し悪しを判断する嗅覚を磨きましょう。

楽して儲かる話には、必ずといっていいほど「罠」が潜んでいます

その他の悪質商法

<p>キャッチセールス</p> <p>街頭で「アンケートに教えてください...」等と声をかけ、その場や連れて行かれた事務所などで化粧品やエステなどを強引に契約させる商法。</p>	<p>アポイントメントセールス・当選商法・デート商法</p> <p>「あなたが当選しました」等と販売目的を告げずに呼び出し、何時間も勧誘。そして旅行等が格安になる会員権や付属品と称して高額の商品を強引に買わせる商法。出会い系サイト等で知り合った異性から「会ってほしい」とデートに誘われ、その先で高額の商品を契約させられる。</p>	<p>出資金詐欺・投資詐欺</p> <p>「出資してもらった資金を運用し、その利益を出資者に還元する」等と言っておきながら実際には資金運用を行わず、多額の借金を背負わされることとなる。</p>	<p>送りつけ商法 ネガティブオプション</p> <p>注文していない商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法。代金引換郵便を悪用するものもある。</p>
<p>資格商法</p> <p>「受講するだけで資格が取れる」、「就職に有利」等といい、資格取得のための通信教育費用や授業料を支払わせる商法。</p>	<p>モニター商法</p> <p>美顔器、浄水器、エステなどのモニターになってアンケートに回答すればモニター料を支払うと言って商品・サービスの契約をさせる商法。</p>	<p>SF商法(催眠商法)</p> <p>安売りや講習会の名目で人を集めて、閉め切った会場で限られた数の日用雑貨を無料で配り、雰囲気盛り上げ興奮状態にし、最後に高額の商品を売りつける。</p>	<p>就職(求人)まがい商法</p> <p>「社員募集」や「アルバイト募集」と求人広告を出し、応募した人に商品を売りつける。</p>

注意!

「けっこうです。」などの曖昧な断り文句を「承諾」と解釈する場合があります。

「いりません」「必要ありません」とはっきり断ることが重要です。また、一度被害にあった人に対して、「被害者リストから名前を削除する」と言って手数料を搾取る業者もいます。

手軽さの裏に危険性がある!

慌てずに、毅然とした対応で 架空請求を防ぎましょう。

架空請求詐欺

携帯電話に見知らぬメールアドレスから、「利用料」や「和解金」等を請求してくる悪質なメールが届くケースがあります。一見、文面に正当性を感じることもありますが、よく読むと、適切ではないことがすぐに分かります。このようなメールが届いた際には、焦らずにじっくり読み、身に覚えのない場合は、連絡しないようにしてください。また、インターネットで会社名等を調べると詐欺であることが分かることもあります。

悪質なサイトに捕まらない為に

- 1 心当たりのない電話番号には原則、かけ直さない。
- 2 着信番号を番号検索サイト等で調べる。
- 3 留守番電話サービスを利用し、メッセージが入れられた着信のみかけ直す。
- 4 心当たりのない着信番号にかけ直すときは、電話の番号通知を非通知にしておく。
- 5 身に覚えのない法外な料金請求などには、毅然とした対応をする。

ご入会
ありがとうございます。
入会金は5万円です。
○月×日までに
所定の口座に
お振込ください。

弊社は総合コンテンツ利用料を代理徴収している、株式会社○○○です。

この度、貴殿がご利用されている携帯電話でのコンテンツ利用が半年以上未納となっているため、大阪地方裁判所に携帯電話利用権の停止並びに利用料をお支払いいただくための提訴を準備しております。

○月○日(○)までに下記のURLに接続いただくか、または電話番号にご連絡いただきオペレーターと支払いの手続きを進めていただけない場合は、翌日に上述のとおり提訴することとなります。

また、本件に覚えがなくても一度ご連絡いただき、利用していないことをお伝えいただく必要がありますのでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、弊社は法務大臣の許可に基づき、個人情報情報の管理を行い債権回収業務を行っております。

薬物の危険性

覚せい剤 <small>(エス、スピード、アイス、シャブ)</small> 幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると死に至る。また使用を止めても再燃(フラッシュバック)する。	大麻 <small>(ハッピー、マリファナ、グラス、チョコ)</small> 感覚が異常になり、幻覚や妄想が現れ、精神錯乱を引き起こす。	幻覚性きのこ <small>(マジックマッシュルーム)</small> 幻覚、幻聴や妄想が現れて、ときには嘔吐や下痢などの中毒症状を伴う。大量に摂取すると死に至る。	MDMA <small>(エクスタシー、エックス、パツ)</small> 強い精神毒性があり、視覚・聴覚を変化させ、様々な障害を引き起こす。
有機溶剤 シンナーなど <small>(アンパン)</small> 情緒不安定、無気力となり幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。	コカイン <small>(コーク、スノウ、クラック)</small> 被害妄想が強烈に現れて、大量に摂取すると痙攣を起こしたり、死に至る。	あへん系麻薬 ヘロインなど <small>(ペー、チャイナホワイト、ジャンク)</small> 嘔吐や痙攣などの激しい禁断症状におそわれ、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。	危険ドラッグ <small>(いわゆる脱法ドラッグ)</small> 吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害が起きるおそれがあり、麻薬や覚せい剤と同様の危険性が指摘されている。



薬物の危険性は身近に

好奇心や遊び半分で安易に手を出してはいけません。

甘い誘いの常套句
「やせられるよ!」「肌がキレイになるよ。」
「イライラがとれてスッキリするよ。」「眠気がとれて、勉強ができるよ!」
「とりあえず預かって...」「みんなやってるよ!」
「1回だけなら大丈夫だよ!」



きっぱりと断る「勇気」と「知識」を身につけましょう。
ストレスやつらさは、薬では解消できません。

一人で悩まないで相談しましょう。

※薬物を乱用している友達がいり、薬物を勧められたりした場合は連絡してください。

ひとりで悩まないで!

違法薬物だけでなく、一般的な市販薬でも、誰もが薬物依存になる可能性があります。やめようと何度も決心しながらもまた使ってしまうのは、薬物に依存性があるからです。薬物依存を自分ひとりの力で乗り越えるのは、とても大変です。

「薬物をやめたいのにやめられない」
 「友達が薬物をやっているみたい・・・」

少しでも薬物依存にお悩みの場合は、下記の相談窓口にご相談ください。

薬物の相談窓口	
● 京都府精神保健福祉総合センター	075-641-1810
● 京都市こころの健康増進センター	075-314-0874
● 京都府健康福祉部薬務課	075-414-4786
● 滋賀県立精神保健福祉センター	077-567-5010
● きょう一薬物をやめたい人へのホットライン (薬物依存ホットライン) NPO法人京都ダルク	075-644-7184

または最寄りの警察の生活安全課へ相談してください。

大麻(マリファナ)は危険!

身近に忍び寄る大麻の危険性

現在、大麻をはじめとする薬物乱用の蔓延が危惧されています。特に大麻の検挙者は圧倒的に若者が多く、また、危険な薬物にもかかわらず、インターネット等に「大麻は害が少ない」等と誤った情報が流れており、身近な人物から誘われる危険性があるので注意が必要です。残念ながら、大麻は大学生の身近にも忍び寄っており、深草キャンパス近隣でも京都市内の大学生が大麻取締法違反(所持)の罪で逮捕される事件が発生しています。また、京都市内の大学生がSNSで大麻取引をもちかけ麻薬特例法違反(あおり、唆し)の罪で逮捕されています。知人の勧め、SNSなどネット上で簡単に手に入れることができる状況であっても、興味本位で一度でも手を出してしまうと取り返しのつかないこととなります。大麻取締法では大麻所持・譲渡・譲受は5年以下の懲役となります。大麻を勧められても強い意志と勇気を持って断ることが大切です。もし困った場合は学生部まで相談してください。

カルト

組織の目的を達成するため詐欺的な手法を用いて勧誘し、過度な同調圧力を加えて人格を変容させ、経済的に無理な収奪等を行う団体



正体を隠して近づいてくる

多くの場合、カルト集団は学生を勧誘する時、本来の目的を偽って近づきます。たとえば、一見ごく普通のサークルや、ヨガ教室、呼吸法、自己啓発セミナー、ボランティア、国際交流などのサークル活動などを隠れ蓑にします。勧誘者は一般的に優しく親切で、非常に親身にいろんな相談に応じてくれます。楽しい場所やためになるイベントにも招待してくれます。その勧誘は巧妙で、カルトには絶対だまされないと考えていても知らず知らずのうちに引きずり込まれてしまいます。

注意 カルトは学生の主たる通信手段であるスマホやSNSを活用し、若者達への浸透を図っています。顔の見えないネット上のコミュニティは、最も手軽な出会いの場なのです。カルト集団から定期的な連絡や情報交換もSNSを通じて行われることが多く、周りの人が気付かないうちに入会し、気付いた時には手遅れになってしまうのです。

カルトの被害にあわないために

- 1 看板に偽りのあるサークルは危ない**
 楽しそうなサークルと思って入ったら、宗教的な話を聞かされたり、ビデオを見せられたりした場合は要注意。正当なサークルは、名前を詐称しません。
- 2 おかしいと思ったらはっきり「ノー」**
 勧誘者は、人間的に魅力ある人物である場合が少なくありません。しかし情に流されて事柄の本質を見ないでいると、深みにはまります。
- 3 友人や家族に相談すること**
 「普通の人には理解できないから、誰にも話さないように」などの言葉は、マインド・コントロールの始まり。拒絶する一番よい手段が、友人や家族と話すことです。
- 4 とにかく逃げること**
 情報操作や情報規制を感じたら、あなたはもうカルト集団の一員と思われています。心の不安を乗り越えて、とにかく逃げることです。そして専門家に相談しましょう。

カルトかな?と思ったら

すぐに身近な家族や**学生部**、**なんでも相談室(P.20)**へ知らせてください。

不審者を見かけた時・困った時はすぐに連絡してください
学生部 **深草** 075-645-7889 **瀬田** 077-543-7734

ハッキリと断ろう! 巧妙な勧誘に騙されないよう、十分警戒しましょう。

ハラスメント

ひとりで悩まないで 相談してください

龍谷大学では、「ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、ハラスメントの防止や問題解決への取組を行う委員会を設置するとともに、個別のケースの相談にのる相談員が置かれています。



ハラスメントは人権侵害です。あなた自身が被害に遭った時、友人から相談をうけた時など、気軽に相談してください。

ハラスメントとは... 知っていますか?いろいろな種類があります。

教育、研究、学習、就労に関連して、行為者の意図にかかわらず、相手方に不利益や損害を与え、または個人の尊厳・人格を侵害する行為をいいます。

セクシュアル・ハラスメント

- 相手の望まない性的な言動であって、次のいずれかにあたる行為をいいます。
- 性的な要求または誘いかけ、その他性的な性質の言動を行うこと
- 教育、研究、学習、就労環境を悪化させるような性的な意味のある言動を行うこと

アカデミック・ハラスメント

- 教育・研究活動上、指導的または優越的な立場にある者が、その優位な立場や権限を利用・逸脱して、その指導等を受ける者に対して行う次の行為をいいます。
- 教育・研究活動上で、不当な言動または指導を行うこと
- 正当な理由なく教育・研究活動を阻害する言動を行うこと

パワー・ハラスメント

- 職務上優越的な立場にある者が、その優位な立場や権限を利用・逸脱して、職務上従属的な立場にある者に対して行う次の行為をいいます。
- 就労意欲または就労環境を不当に阻害する言動を行うこと
- 正当な理由なく昇任または昇格を妨害する言動を行うこと
- 法令や規則等に反する行為または職務遂行と関わりのない行為を指示・強制する言動を行うこと

その他

複合的な要素で構成されるハラスメントもあります。その他、飲酒を強要するアルコール・ハラスメント、ネット上に名指しして書き込む行為、恋人同士など結婚していない男女間での身体的、精神的、性的な暴力(デートDV)なども問題となっています。

「嫌だ」と感じたら、一人で悩まないで。ハラスメントと感じたら...

まず相談員にご相談ください。

嫌な思いや不快な思いをした場合、周囲の信頼できる人がハラスメント相談員に相談しましょう。万が一、ハラスメントの被害に遭った場合は、日時、場所、状況、あなたの対応などを記録しておいてください。

なお、申立人は申立等を理由として、いかなる不利益も受けません。

相談員に相談するには... (よりの確な相談を実現するために)

ハラスメント相談員は自由に選ぶことができます。相談員の連絡先については、ポータルサイトや各学部教務課、学生部、または図書館などに設置しているパンフレットでご確認ください。

プライバシーは厳守されます。安心してご相談ください。

龍谷大学ハラスメント問題委員会

事務局：総務部法務課(深草学舎)

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

sodan01@ad.ryukoku.ac.jp

075-645-2090

デートDV・ストーカー被害・性犯罪・性暴力

あなたは悪くない、我慢しない、自分を犠牲にしない

女性の5人に一人、男性の12人に一人が交際相手から暴力を受けたことがある。
女性の9人に一人、男性の25人に一人がストーカー等の被害を受けたことがある。
女性の14人に一人、男性の100人に一人が無理やりに性交等をされた経験がある。

(内閣府2020年度調査)



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

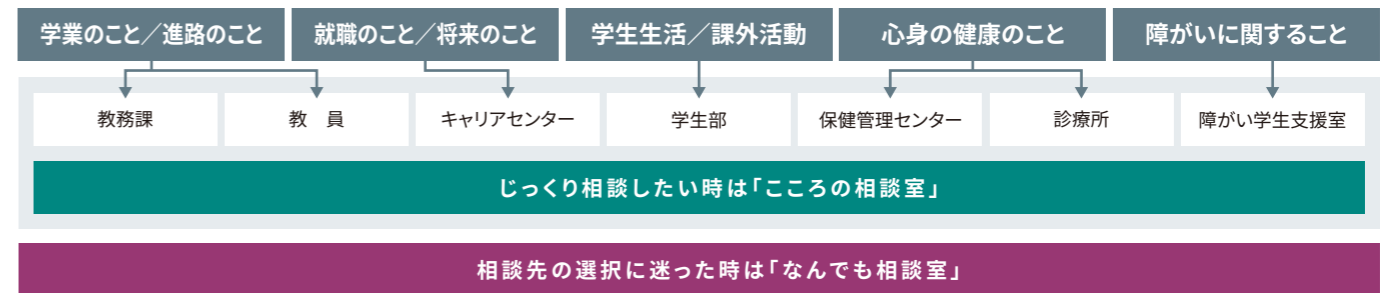
このデータを見て、多いと感じますか?少ないと感じますか?被害者の多くが、誰にも相談できずにいます。そのため、被害が見えにくくなっています。デートDV(身体的、精神的、性的)・ストーカー被害、性犯罪・性暴力は、とても身近で重大な問題です。

被害者にならない、加害者にならないために、正しい知識とお互いを尊重する気持ちを持ちましょう。被害を受けたり、少しでも違和感を感じたら、周囲に相談(※)しましょう。あなたは悪くない、我慢しない、自分を犠牲にしない、一人で悩まないでください。

※学内:保健管理センター(こころの相談室)、学生部(なんでも相談室)、学外:P30の学外相談窓口参照。

ひとりで悩まないで! なんでも相談室・こころの相談室

相談先はいろいろあります



こころの相談室 予約制、個室の落ち着いた雰囲気です。

対人関係について	学業・進路のこと	心身の健康のこと	その他
<input type="checkbox"/> 親しい友達がいない <input type="checkbox"/> 友人ができない <input type="checkbox"/> 対人(友人・異性等)トラブル <input type="checkbox"/> 恋愛問題 <input type="checkbox"/> 家族の問題	<input type="checkbox"/> 学業への意欲がわかない・低下している <input type="checkbox"/> 大学に行きたくない・行きづらい <input type="checkbox"/> 休学、退学、編入、転学部について <input type="checkbox"/> 留年について <input type="checkbox"/> 進路の問題 <input type="checkbox"/> 就職・将来への不安 <input type="checkbox"/> 課外活動について	<input type="checkbox"/> 何となく体調が優れない <input type="checkbox"/> 眠れない <input type="checkbox"/> 気力・やる気がわかない、憂うつ <input type="checkbox"/> 性格について <input type="checkbox"/> 不安や緊張が強い <input type="checkbox"/> イライラする <input type="checkbox"/> ストレスに関すること	<input type="checkbox"/> 学生生活全般に関わること <input type="checkbox"/> 各種トラブル <input type="checkbox"/> ハラスメント※ <input type="checkbox"/> 性的指向・性自認の悩み <small>※ハラスメントに関する事項はP.13も参照</small>

あなたの大学生活をサポートします。

お問い合わせ先 予約制 **075-645-5777** ※授業の実施に関わらず、土日・祝日は閉室しています。時間についてはホームページで確認してください。

■ 深草(4号館1階保健管理センター内)
 ■ 大宮(西覺2階)
 ■ 瀬田(4号館地下1階)

下記のURLからWEB予約が可能です。
 こころの相談室ホームページ
<https://www.ryukoku.ac.jp/hoken/soudan2.html>

なんでも相談室 予約不要、思いついたときに気軽に話せる相談室です。適切な相談先の紹介も行っています。

学生部(深草・瀬田)と大宮学舎西覺に「なんでも相談室」を設置しています。「なんでも相談室」は、学生生活に関わる様々なこと、たとえば授業、サークル活動、友達や家族について、将来に関することなど、あらゆるすべての相談を受け付ける「よろず相談窓口」です。学生生活を送るにあたっては、いろいろな不安や心配が生じ、一人での解決が難しいこともあります。どのような内容でも構いません。気軽に「なんでも相談室」をご利用ください。カウンセラーが常駐しています。悩みは抱え込まないで気軽に相談してください。

内容に応じて、あなたにとって適切な相談先の紹介も行っています。



お問い合わせ・来談方法	深草キャンパス 4号館1階(学生部内) Tel.075-645-7889	大宮キャンパス 西覺1階(保健管理センター横) ※大宮に学生部はありません。深草に連絡してください。	瀬田キャンパス 4号館地下1階(学生部内) Tel.077-543-7738
※開室時間が変更になることがありますので、詳しくは掲示板やホームページで確認してください。			

予約の必要はありません。詳細はホームページをご覧ください。
https://www.ryukoku.ac.jp/campus_career/consult/counsel.html

交通ルールを遵守し マナーのある通学を！



最近、学友が死亡する悲惨な事故が起こるなど、本学学生による交通事故が多発しています。自転車・バイク・自動車に乗る際は交通ルールを遵守し、交通安全に十分配慮した運転マナーを心がけてください。
また、再三注意を促していますが、飲酒運転は一瞬にして、被害者やその家族、加害者の家族など多くの人々に、深い悲しみや苦しみを与えてしまうとともに、人生を台無しにしてしまう、決して許されない犯罪行為です。

事故の大小にかかわらず必ず警察に110番通報しましょう。もし交通事故に遭遇したら...

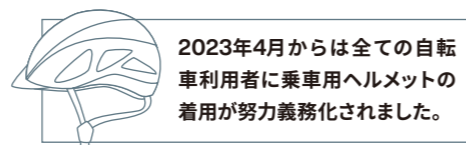
交通事故に遭遇してしまった場合、負傷した、相手にケガを負わせた場合は必ず119番通報しましょう。また、事故の大小にかかわらず必ず警察に110番通報しましょう。絶対にその場限りの対処はしないこと。たいしたことがないと感じるくらいだけでも、必ず病院に行き診察を受けましょう。その後の相談は保険に加入している場合は加入保険事務所に、もしくは右記の相談所まで。専門の相談員がアドバイスしてくれます。

交通事故相談窓口	
● 京都府交通事故相談所	075-414-4274
● (財)日弁連交通事故相談センター京都相談所	075-231-2378
● 滋賀県立交通事故相談所(大津)	077-528-3425

ルールとマナーを守ろう。自転車保険の加入義務・駐輪場利用

自転車は「軽車両」、車の仲間です。決められたところを通行しないと交通違反になります。以下の自転車安全利用規則を守って正しく乗りましょう。
また、最近の自転車事故では、1億円近い高額な損害賠償を請求される事例もあります。必ず自転車保険に加入してください。
自転車・バイクは周辺道路に放置しないで、必ず指定された駐輪場に、駐輪してください。路上放置は通行妨害となり、地域住民に大変迷惑をかけます。
また、盗難も多発していますので、必ず鍵をかけましょう。鍵はツーロック(2箇所施錠)が効果的です。

- 1 飲酒運転禁止
- 2 2人乗り禁止
- 3 併走禁止
- 4 夜の無灯火禁止
- 5 信号無視禁止
- 6 ながら運転禁止



京都府では道路交通規則の一部が改正され、以下について道路交通法に基づいて罰則規定が適用されることとなりました。

- ・携帯電話等を使用しながら運転(5万円以下の罰金)
- ・イヤホン、ヘッドホン等で音楽等を聞きながら運転(5万円以下の罰金)

瀬田キャンパスでは、自転車およびバイクの登録制度を実施しています。瀬田キャンパスの駐輪場を利用する自転車・バイクについては、登録申請した上で、所定のシールを貼り付けてください。詳しくは、龍谷大学のホームページをご覧ください。

自転車保険の加入義務について

京都市・京都府及び滋賀県の条例では、自転車利用者の「自転車損害賠償保険」等への加入が義務づけられています。自転車事故で高額な損害賠償を負うケースもありますので、必ず加入してください。

※バイクについても自賠責保険(強制保険)に加入し、バイク保険も加入してください。瀬田キャンパスのバイク駐輪場の利用には、バイク保険加入が必須です。

通学定期券の購入について

通学定期券は、自宅最寄り駅～大学最寄り駅(※)の区間に限り購入することができます。なお、就職活動・アルバイト・課外活動等の理由によって、通学定期券を購入することはできません。
各交通機関窓口で、窓口備え付けの定期券購入申込書に必要事項を記入し、学生証(裏面に当該年度の在籍確認シールが貼付され、現住所や通学区間が記入されたもの)を提示して購入してください。なお、申請と異なる通学区間で購入した通学定期券を使用し、不正使用とみなされた場合、本人に追徴金が課せられるほか、本学学生の通学定期券購入が制限される場合があります。また、不正使用が認められた場合には、大学としても厳正に処分いたします。



※「大学最寄り駅」は、所属キャンパスごとに指定されています。指定駅については、上記QRコードリンク先の「1.通学定期券」を確認してください。

通学マナー、生活マナーを遵守しましょう

大学は地域社会の一員であり、大学に通学するみなさんもその地域の一員です。そのことを忘れずに、地域の一員として相手の立場に立った良識ある行動をとり、地域のみなさんから応援される存在となれるよう行動することが重要です。

龍谷大学生として、自身の行動を見つめ直し、他者を思いやる気持ちを大切に「まごころ」をもった行動(特に以下の項目)をこころがけてください。

通行中のマナーについて

- 歩道では広がらないように歩いてください。
- 他の歩行者や自転車に対して、譲り合いの心をもってください。
- イヤホンで音楽を聴きながら歩くことは危険です、ご自身の安全を確保してください。
- スマートフォンを操作しながら歩くことは危険です、ご自身の安全を確保してください。

自転車・バイクでの通学について

- 交通ルールを守り、安全第一を心がけてください。
- スピードは控え、一旦停止、左右確認を徹底してください。
- エンジンの空ぶかしなど、迷惑をかける行為は厳禁です。

電車・バスでのマナーについて

- 公共交通機関(電車・バス)の車内では大声を出さずに静かにしてください。
- 座席に荷物を置いて、占有することのないようにしてください。
- 車内の状況に応じて、席を譲るなど、思いやりの心を持った行動をしてください。
- 駅の階段や通路では広がらず、指定された進行方向を守って通行してください。

生活マナーについて

- ポイ捨てや指定場所以外では喫煙をしないなど、喫煙ルールを守ってください。
- 一人暮らしの方は、自室で騒いだりすることのないようにしてください。
- ゴミ出し(回収日や分別)など、地域で定められたルールを守ってください。

健康増進に向け一人一人に最適なアドバイスを。

保健管理センターは何をしてくれるの？

保健管理センターは具体的には、定期健康診断の結果から皆さんの健康状態を把握し、心身の健康保持と増進に向けた健康相談を行ったり、感染症予防の啓発活動などを行っています。3キャンパスそれぞれにあり、その目的は学生・教職員の皆さんの健康の保持と増進にあります。

この保健管理センターのなかに、診療所が併設されています。診察は内科と精神科です。また、「こころの相談室」を併設しており、カウンセラーにこころの悩み等について相談することができます。

診療を受ける場合、**健康保険証が必要**です。

受診にかかる費用は街中の病院や診療所で診てもらった場合と同じです。

開室時間内であれば、下記診療時間以外でも看護師が応急処置や相談対応をします。

保健管理センター 診療所		
深草(4号館1階)	大宮(西糞1階)	瀬田(4号館地下1階)
075-645-7879	075-343-3322	077-543-7781
月 13:30~15:30 内科	月 15:00~16:30 精神科 <small>予約診療</small>	月 13:30~15:30 内科
火 9:30~11:30 精神科 <small>予約診療</small>	水 15:00~17:00 内科	火 13:30~16:30 内科
水 隔週9:30~11:30 精神科 <small>予約診療</small>	金 15:00~17:00 内科	水 隔週9:30~11:30 精神科 <small>予約診療</small>
13:30~16:30 内科		金 13:30~16:30 内科
木 13:30~16:30 内科		
金 14:00~16:00 内科		

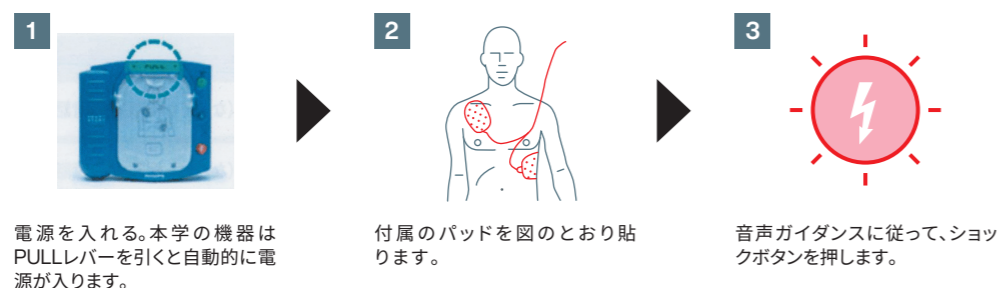
※長期休暇および大学行事等により変更することがあります。診療時間等が変更される可能性があります。詳しくはホームページ等でご確認ください。

応急手当とAED

AEDは、電気ショックによって心臓の動きを正常に戻すこと(除細動)を試みる医療機器です。本学では、ほぼすべての建物に設置しています。いざというときは、一刻も早くAEDを使って救命活動を行うことが重要です。

AEDは音声で手順を説明してくれるので、落ち着いて指示に従って操作してください。また学内で救命講習会も開催しています。

早い119番通報	早い応急手当	早い救急処置	早い救命医療
落ち着いて、はっきりと119番に通報する	救急車到着前の早い心肺蘇生と早い除細動	救急救命士の行う高度な救命処置	医療機関における高度な救命医療



一気にお酒を飲むと、血液中のアルコール濃度が急上昇。

お酒。イッキ・アルハラが命を奪う。

イッキ飲み、イッキ飲ませは、生命にかかわるとも危険な行為です。イッキにお酒を飲むと、血中のアルコール濃度が急速に高まり、急性アルコール中毒にかかることがあります。

また、酔いのピークは後になってからくるため、知らず知らずのうちに限界を超えてしまい、脳のマヒが急速に進み、死にいたってしまった例も、決して少なくありません。

イッキ飲みを自分からやらないのはもちろんのこと、決して人に勧めることがないようにしてください。

20歳未満の飲酒は、絶対にしてはいけません。

20歳未満の飲酒は、法律で禁止されています。成長期にある脳の神経細胞を破壊するなど、身体上にも大きな危険を伴うことから絶対にしてはいけません。

「ノリ」でお酒を飲まない。

慣れないお酒を飲み過ぎないように、注意してください。先輩や友達に勧められても、はっきり断ること。自分の命は自分で守ってください。アルハラは人権侵害。命を奪うこともあります。アルハラとはアルコール・ハラスメントのこと。次に挙げた一つでも該当すればアルハラになります。

- 飲酒の強要
- イッキ飲ませ
- 意図的な酔いつぶし
- 飲めない人への配慮を欠くこと
- 酔った上での迷惑行為



気分が悪くなった時は.....**回復体位**をとらせ、

すぐに119番に通報しよう!!



イッキ飲みは危険です!お酒を飲める人も飲めない人も、楽しいひと時が過ごせるようにしましょう。



学生部では、懇親会等でお酒が飲めないまたは飲みたくないことを表明する缶バッジを配布しています。缶バッジが必要な方は、学生部(深草・瀬田)窓口までお越しください。

本学における禁煙の取り組み



キャンパス内は、全面禁煙です。

本学では、喫煙や受動喫煙による健康被害の重要性を認識して、「キャンパス内禁煙」とし、指定された場所「卒煙支援ブース」を除いてすべて禁煙です。

※龍谷大学の完全禁煙化に向けた指針
<https://www.ryukoku.ac.jp/hoken/kinen.html>



20歳未満の喫煙は、法律で禁止されています。

20歳未満の方は、卒煙支援ブースへの立入禁止です。



望まない受動喫煙をなくそう!

たばこの悪影響を受けるのは、喫煙者本人だけではなく、たばこの煙は、たばこを吸わない周囲の人々の健康にも大きなダメージを与えます。他人が吸っているたばこの煙(副流煙)を吸うことを「受動喫煙」と言います。たばこの有害成分は副流煙の方が多いです。

※副流煙: たばこを吸う際に発生する煙のうち、たばこの先端の燃焼部分から立ち上る煙のこと。



「マナーからルールへ」と変わりました。

望まない受動喫煙をなくすことを主旨として、健康増進法の一部を改正する法律が施行され、2019年7月1日から学校・病院及び行政機関等では、原則、敷地内での喫煙が禁止となりました。

感染症について知っておこう

微生物(ウイルス、細菌、真菌、寄生虫、原虫等)が体内に侵入することで起きる疾患です。原因となる微生物のことを「病原体」と呼びます。インフルエンザ・ノロウイルスなども感染症の一種です。

感染経路を覚えて
予防に役立てよう。

様々な感染症

主な感染症の感染経路

- 1 接触感染、経口感染 …… ノロウイルス、病原性大腸菌(O157)、エイズ(HIV感染)、肝炎等
- 2 飛沫感染 …… インフルエンザ、SARS、風疹、おたふくかぜ、新型コロナウイルス®等
- 3 空気感染 …… 麻疹(はしか)、水ぼうそう、結核等

※飛沫感染の一種のエアロゾル感染

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について

潜伏期	1~14日間で、曝露から5日程度で発症することが多いと言われています。(WHO)(オミクロン株は2~3日程度)	感染可能期間	発症2日前から発症後7~10日程度と考えられています。
症状	初期症状はインフルエンザや風邪の症状と似ています。頻度の高い症状は発熱・咳・倦怠感・呼吸困難です。その他に下痢・味覚障害・嗅覚障害等があります。	予防法	手洗い・うがい・咳エチケット(マスク着用)が基本的な対策となります。

新型コロナウイルス感染症対策
これまで国外では原則不要、屋内では原則着用していましたが
令和5年3月13日から
マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために
マスクを着用しましょう

受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時
通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために
マスク着用が効果的です

高齢者
基礎疾患を有する方
妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着用を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

厚生労働省

5月8日以降も感染拡大に備え
体調に異変を感じたら
~自分で検査、すばやく療養、医療機関のかり方~

「新型コロナに感染したかも・・・?」と思ったら?

医療機関に行く前に、あわてずに、症状や常備薬をチェック
■国が承認したキットを用いてチェック

「異変があった場合」
【症状が軽微な場合】 自宅等で療養を開始しましょう
【症状が重篤な場合】 症状がある場合はマスク着用や、手洗い等の基本的な感染予防対策を継続しましょう
・重症化リスクの高い方(高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など)や、症状が重いなど重症を併発される方は、医療機関に連絡しましょう

受診する際に、医療機関に連絡しましょう

医療機関、薬局、高齢者施設等に行く時は、感染対策を行いましょ

新型コロナウイルスは感染力が強いので
混雑の方や、基礎疾患をお持ちの方を守るために
マスクを着用しましょう

発熱などの体調不良時にそなえて、準備しておきましょう

- ・ 新型コロナ抗原定性キット*
- ・ 解熱鎮痛薬

※ 国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください
※ 「処方箋」は認められたものではありません

・ 電話相談窓口などの連絡先

受診・相談センターなどお住まいの地域の相談窓口、「救急利用マニュアル」
#7119 (救急相談) など
#8000 (子ども医療相談) など

生活必需品なども用意しておきましょう
(休薬計・日持ちする飲料など)

厚生労働省

新型コロナウイルス 療養に関するQ&A

令和5年5月8日以降 (5類感染症に移行後)、
新型コロナウイルス患者は、**法律に基づき外出自粛は求められません**。
外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます

Q 新型コロナウイルス感染症は、他の人にうつすリスクはどれくらいありますか?

A 一般的にコロナ発症2日前から発症後7~10日間はウイルスを排出しているといわれています(症状軽快後もウイルスを排出しているといわれています)。
発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少します。
特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。

Q 新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間、外出を控えればよいのでしょうか?

A 外出を控えることが推奨される期間等を以下に示しています。

外出を控えることが推奨される期間	周りの方への配慮
発症日を含め5日間は外出を控え、かつ、 ・ 熱が下がり、咳や喉の痛みなどの症状が軽快した場合でも、24時間程度は外出を控え、マスク着用を継続してください。 ・ 症状が軽快した後も「目覚ましを鳴らす」です。症状が軽快した後も「目覚ましを鳴らす」です。 ※ 発熱が軽快した後も24時間程度は外出を控え、マスク着用を継続してください。	10日間は経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不要なマスク着用は避け、基礎疾患やリスク者と接触は控え、周りの方へうつさない配慮をお願いします。 ※ 基礎疾患やリスク者と接触する場合は、マスク着用を継続してください。

各医療機関や高齢者施設等においては、この情報を参考に、新型コロナウイルスに感染した患者の感染対策を考慮してください。(高齢者施設については、感染リスクを有する高齢者が多く居住することも考慮してください)

感染が大きく拡大した場合、一時的に、より強いお願いを行うことがあります。

厚生労働省

発熱などの症状がある場合 ◆ かかりつけ医など身近な医療機関に電話でご相談ください。 ◆ 感染状況等により窓口が閉鎖される場合があります。

京都府 きょうと新型コロナ医療相談センター 京都市療養者相談ダイヤル 電話:075-414-5487(24時間対応) メール:coronasoudan@pref.kyoto.lg.jp (365日24時間、京都府・京都市共通、FAX・メールはタイムラグが生じる可能性あり)	滋賀県 受診・相談センター 電話:077-528-3621/FAX 077-528-3638 (365日24時間) メール:coronasoudan@shigaken.net
--	--

 <p>厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について</p>	 <p>龍谷大学 学校感染症に罹患した場合の対応</p>
---	--

※この情報は2024年1月現在のものです。

性感染症(STD)について

性行為によって感染しますが、血液を介して感染するものや、キスで口から口、性器から口うつるものもあります。

<p>1.コンドームを使用する</p>  <p>正しく使いましょう!</p>	<p>2.セーフティセックス</p>  <p>不特定多数は危険がいっぱい!</p>	<p>3.検査を受ける</p>  <p>男性:泌尿器科へ 女性:婦人科へ ※疾患により皮膚科や内科に対応する場合もあります。</p> <p>エイズについては、保健所で無料・匿名で検査を受ける事ができます。</p>
--	---	--

留学や海外旅行に行く前に

習慣も気候も違う国では、衛生状態や生活様式も異なります。渡航前に外務省のホームページ等で十分に情報を収集しておきましょう。また、グローバル教育推進センター事務部(深草:和顔館1階/瀬田:智光館2階)でも情報を入力しましょう。

- 外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 厚生労働省検疫所 FORTH 海外で健康に過ごすために <https://www.forth.go.jp/>
- 全国大学保健管理協会(国際連携委員会) 海外留学健康の手引き http://health-uv.umin.ac.jp/kanren/img/ryugaku_kenko_4.pdf

旅行後の注意

熱帯地域を中心として、海外の感染症には潜伏期間の長いものが多く存在します。また、海外の感染症には日本に存在しないものもあります。帰国後2ヶ月ほどは体調に充分注意し、もし体調に異常を感じたら直ちに医療機関を受診してください。その際には必ず渡航していたことと、渡航先を伝えてください。

保健管理センター		
深草(4号館1階) 075-645-7879	大宮(西豊1階) 075-343-3322	瀬田(4号館地下1階) 077-543-7781

保健管理センター利用について 身体の不調を感じたら...

- 風邪をひいたとき、薬をもらえますか?**
保健管理センターには、各学舎「診療所」が併設され、内科・精神科の保険診療を行っています。医師の診察を受けずに薬だけをお渡しすることはできません。診療時間(P.23参照)は保健管理センターのホームページで確認してください。
- 診療にはお金がいりますか?**
当センターの診療は保険診療ですので所定の料金が必要となります。診療には健康保険証が必要です。必ず持参してください。
- ケガをしたときは?**
保健管理センターには外科の医師はいません。保健管理センターでできることは応急処置のみです。応急処置後、専門医の治療が必要な場合は学外医療機関を紹介します。
- 気分が悪くて身体を休めたいとき、生理痛で横になりたいときは?**
静養室がありますのでご利用ください。鎮痛剤など1回分のみお渡しできる応急薬もありますので、保健管理センターに来所の上、相談してください。
- 最近、体調が悪い。何科に行ったらいいかわからない。生理不順で相談したいときは?**
看護師が、身体のことや心の悩み等の相談に応じています。内科・精神科相談や学内カウンセラーにも紹介できます。大学周辺の医療機関の案内もしています。

障がいのある学生への支援

本学には、障がいのある学生が多数在籍しています。障がいのある学生一人ひとりの歩みに寄り添いながら、修学、学生生活、キャリア形成など様々な場面における課題解決をとおし、学生自身が社会と関わり合いながら、主体的に生きていく力を身につけていくことを本学は支援しています。

障がい学生支援室

障がいがあるなどの理由により、修学や学生生活で様々な不安や悩みを抱える学生の相談窓口として「障がい学生支援室」を設置しています。

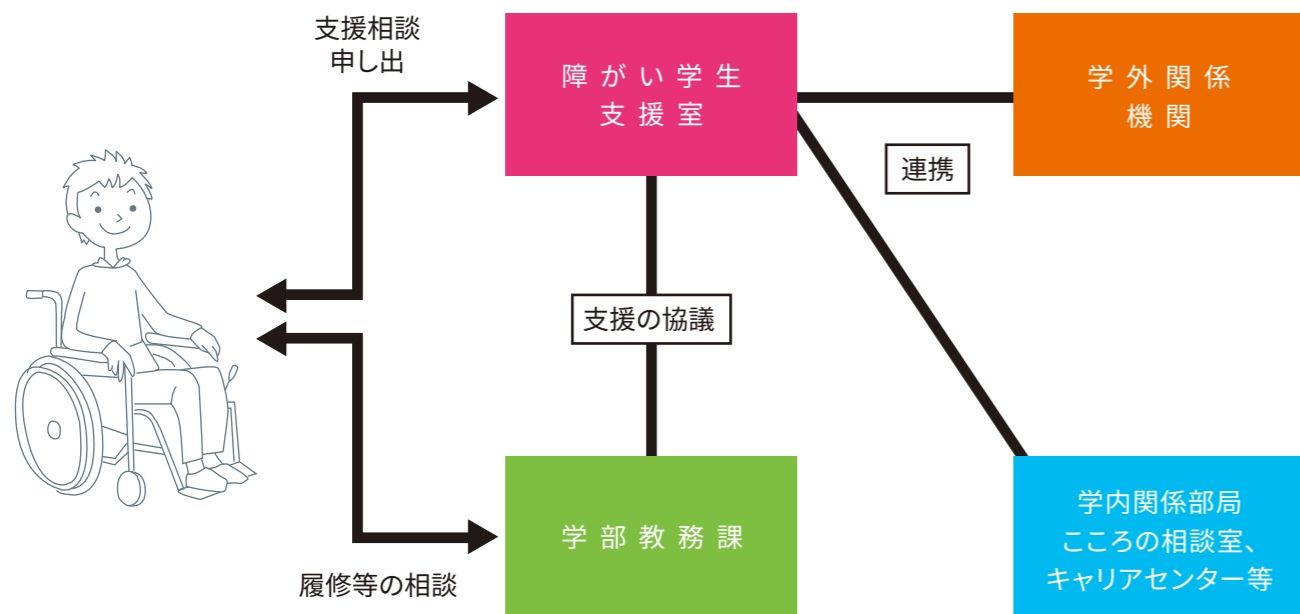
専任の支援コーディネーターが相談をお伺いします。

075-645-5685 深草学舎(21号館1階) 大宮学舎(西翼1階)

077-544-7216 瀬田学舎(6号館1階)

※開室日、開室時間については、ホームページで確認してください。

支援は障がいのある学生本人からの申し出により、所属学部や関係機関と連携しながら進めていきます。



修学支援について

障がいのある学生への修学支援とは、教育を受けられる環境を保障するものです。障がいのある学生から修学に際し障壁となっていること(社会的障壁)の改善を求める申し出があった場合、障がいのある学生の一人ひとりの状態や障がいの特性に応じ、具体的な場面や状況への、必要かつ適当な変更や調整(合理的配慮)を行います。この合理的配慮は、障がいのある学生と大学の話し合いと、相互理解を通じて行われるものです。

まずはお気軽にご相談ください



支援の対象

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由などの身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がい(難病等に起因する内部障がいを含む)などにより支援を必要とする学生。



具体的には
どんな支援が
受けられるの?

支援の例

- 視覚障がい：対面朗読、ICレコーダー等機器の貸出し、教科書の点訳
- 聴覚障がい：ノートテイク、PCテイク等、ロジャー等の機器の貸出し
- 肢体不自由：移動介助、施設・設備の改善等
- 発達障がい：修学環境の調整等

交流スペースをご利用ください

深草・大宮・瀬田学舎には、障がいのある学生や学生スタッフが「ふらっと」立ち寄れる交流スペースを設けています。障がい学生支援室の開室時間は開放していますので、お気軽にお越しください。

学生アシスタントスタッフになりませんか?

障がいのある人もない人も同じように学生生活を送り学べる環境づくりを目指し、対面朗読、ノートテイク、PCテイク、生活援助(介助者による大学構内での学生生活介助等)(一定の要件が設定されています)の支援活動が可能な学生の登録を受け付けています。詳しくは、障がい学生支援室までお問い合わせください。

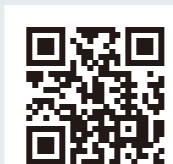
人の役に立ちたい ボランティア活動

子ども・環境・国際・災害・教育・平和・芸術・スポーツ・・・と活動内容は多彩!

ボランティア・NPO活動センターでは、ボランティアの紹介、ボランティアに関する情報の閲覧、質問・疑問に対する相談・サポートを行っています。

興味のある人は、足を運んでみましょう!

窓口：ボランティア・NPO活動センター
(深草：成就館1階、瀬田：青志館横)
<https://www.ryukoku.ac.jp/npo/>



学生スタッフ

学生スタッフは、ボランティア・NPO活動センターの教職員と共にセンターの運営に取り組んでいます。ボランティアに興味のある学生への活動の紹介をはじめ、活動のきっかけや社会の問題を知ってもらうための様々なイベントを企画しています。学生スタッフは毎年春に募集しています。充実した大学生活を送りたい人、学生スタッフになって一緒に活動してみませんか?

活動内容：ボランティア活動情報の収集・紹介、講演会・イベントの企画、広報誌の作成など

あなたにぴったりのセンター利用方法は?

ボランティア活動に参加したいあなたにオススメ

- ボランティア相談に来室
- センター主催のボランティアプログラムに参加
- 海外・国内スタディツアーに参加

知識や情報を得たいあなたにオススメ

- センター主催のイベントに参加
- ボランティア関連の講座やワークショップに参加
- ボランティア関連の図書を借りる

災害関連の活動も行っています

- 被災地域でのボランティア活動
- 学内での活動報告会 等

学外相談窓口・連絡先

悪徳商法・架空請求によるトラブルの相談窓口		
京都市消費生活総合センター	〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階	075-366-1319
大津市消費生活センター	〒520-0047 大津市浜大津4丁目1番1号 明日都浜大津4階	077-528-2662
京都府消費生活安全センターHP	https://www.pref.kyoto.jp/shohise/	
独立行政法人 国民生活センターHP	http://www.kokusen.go.jp	
薬物乱用問題に関する相談窓口		
違法薬物110番(京都府警本部)	〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3	075-451-7957
「麻薬・覚せい剤」相談電話	〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館3階	06-6949-3779
きょう-薬物をやめたい人-のホットライン	〒612-0029 京都市伏見区深草西浦町6-1-2 サンリッチ西浦1F(NPO法人京都DARC内)	075-644-7184
ヤングテレホン	〒605-0862 京都市東山区清水4丁目185番地1京都府家庭支援総合センター3階	075-551-7500
京都市こころの健康増進センター	〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の20	075-314-0874
滋賀県立精神保健福祉センター	〒525-0072 草津市笠山8-4-25	077-567-5010
滋賀県健康医療福祉部業務課	〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号	077-528-3634
依存症・心の健康に関する相談窓口		
京都府精神保健福祉総合センター	〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町120	075-641-1810
滋賀県立精神保健福祉センター	〒525-0072 草津市笠山8-4-25	077-567-5010
悪質なアルバイト・働き方の相談窓口		
総合労働相談コーナー	京都府 0120-829-100 滋賀県 077-522-6648	
労働条件相談ホットライン(平日/17:00~22:00・土日・祝/9:00~21:00)		0120-811-610
京都府・滋賀県交通事故相談窓口		
京都府交通事故相談所	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁内	075-414-4274
滋賀県立交通事故相談所(大津本所)	〒520-0807 大津市松本1-2-1 大津合同庁舎内	077-528-3425
(財)日弁連交通事故相談センター京都相談所	〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会館内	075-231-2378
(財)日弁連交通事故相談センター滋賀相談所	〒520-0051 大津市梅林1-3-3 滋賀弁護士会館内	077-522-2013
SNSトラブル・インターネット犯罪相談窓口		
京都府警察本部 サイバー犯罪対策課		代表 075-451-9111
滋賀県警察本部 サイバー犯罪対策課		代表 077-522-1231
デートDV・ストーカー被害に関する相談窓口		
京都ストーカー相談支援センター(京都府警)		075-415-1124
#県民の声110番(滋賀県警)		077-525-0110
性犯罪・性暴力被害に関する相談窓口		
京都SARA(10:00~22:00)		075-222-7711
SATOCO(滋賀)		090-2599-3105
日曜・祝日の急病診療所窓口		
京都市急病診療所(小児科・内科・眼科・耳鼻咽喉科)	〒604-8418 京都市中京区西ノ京東梅尾町6	075-354-6021
湖南広域休日急病診療所	〒520-3046 栗東市大橋2-7-3	077-551-1599
京都健康医療よろずネット		075-661-5599
医療ネット滋賀(大津市)		077-525-3799